

# 令和7年度困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課では、令和7年度困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを行います。本業務の受託を希望する場合は、参加申込書等を提出してください。

(本プロポーザルは令和7年度予算の成立を前提としており、今後、内容等が変更になる場合があります。)

## 1 事業の目的

困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるようにするため、石川県女性相談支援センターにSNSを活用した相談体制を整備し、相談体制の充実を図る。

## 2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和7年度困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務
- (2) 委託内容 令和7年度困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託金額 9,800,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

## 3 スケジュール

- (1) 募集開始(石川県のホームページに公開) 令和7年2月下旬
- (2) 質問(下記5)の提出期限 令和7年2月27日(木)17時
- (3) 参加申込書(下記6)の提出期限 令和7年2月27日(木)17時  
(ただし、下記6(1)のうち、オ〜ケについて、上記期限までの提出が困難な場合、当該書類の提出期限については令和7年3月6日(木)17時とする。)
- (4) 企画提案書等(下記7)の提出期限 令和7年3月6日(木)17時
- (5) 書面審査の実施 令和7年3月中旬
- (6) 審査結果通知 令和7年3月下旬
- (7) 契約の締結 令和7年4月上旬

## 4 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 仕様書に定める業務を確実に実施することができる者であること。
- (3) 石川県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をした者又

は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。

(7) 石川県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと。

(8) 石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 応募に関する質問

企画提案及び仕様書に関し質問がある場合には、以下のとおり提出すること。なお、口頭による質問は一切受け付けないものとする。

### (1) 提出方法

電子メールに以下の項目を明記すること。資料等を添付することも差し支えない。

・件名は「【質問】SNS相談業務の件」とすること。

・質問事項、法人の名称、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

※提出後、届いていることを電話により確認すること（石川県から、受信した旨の返信があった場合を除く。）。

### (2) 提出先

下記10の担当窓口

### (3) 回答方法

参加申込書提出者に対し、随時回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

## 6 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】

イ 役員等名簿【様式2】

ウ 誓約書【様式3】

エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（提出日の3ヶ月前以内に発行されたもの、写し可）

オ 石川県が発行する納税証明書（第2号の3様式）（提出日の3ヶ月前以内に発行

- されたもの、納税額がない場合でも提出は必要)
- カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（様式その3又はその3の3）（提出日の3ヶ月前以内に発行されたもの）
- キ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（直前決算のもの）
- ク 定款又はそれに類するもの
- ケ 法人の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等
- (2) 提出方法
- 電子メール
- ※ファイル形式
- イ 役員等名簿【様式2】：Excel
- 上記以外：PDF
- ※提出後に電話によりメールが届いていることを確認すること（石川県から、受信した旨の返信があった場合を除く。）。
- ※1通のメールのサイズは10MB未満とすること。
- (3) 提出先
- 下記10の担当窓口

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書（任意様式）
- 表紙に「令和7年度困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務委託提案書」と記載し、内容は、仕様書に記載した内容のほか、次の事項を記載すること。
- ・業務実施体制
  - ・アピールしたい点等（応募者の持つ強み、独自のアイデア、工夫した点、類似事業の実績等）
- イ 経費見積書（任意様式）
- 項目ごとの内訳を記載し、具体的に記載すること。
- ウ 指導員・相談員が要件を満たしていることを証明する物（認定書又は修了証）の写し
- エ その他、提案の内容を補足する書類（任意様式）
- 提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。
- (2) 提出方法
- 電子メール（ファイル形式はPDFとすること）
- ※提出後に電話によりメールが届いていることを確認すること（石川県から、受信した旨の返信があった場合を除く。）。
- ※1通のメールのサイズは10MB未満とすること。
- (3) 提出先
- 下記10の担当窓口
- (4) 留意事項
- ア 一提案者が複数案を提出することは認めない。
- イ 提出書類は、原則としてA4サイズ（白黒、カラーいずれも可）、横書きとして、

- 出来る限り詳細に記載すること。
- ウ 文字サイズは原則として12ポイント以上とし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
  - エ 企画提案書に法人名や法人のロゴ等を記載しないこと。
  - オ 参加申込書提出後、石川県から整理用の記号又は番号を連絡する。すべての書類の右上に、当該記号又は番号を記載すること。
  - カ 実際に相談対応にあたる相談員のSNS相談実績の有無及び期間、保有資格のほか、本業務の遂行に資すると思われる事項を記載すること（相談員の氏名については記載してはならない）。
  - キ 再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を記載すること。
  - ク 企画提案書は、8の「審査基準」に記載の内容を鑑み作成すること。
  - ケ 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。
  - コ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
  - サ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
  - シ 提出された書類は返却しないものとする。
  - ス 提出期限後の書類の修正や変更は一切認めない。ただし、石川県生活環境部女性活躍・県民協働課が認める軽微な訂正等については、この限りでない。

## 8 審査方法

- (1) 次に掲げる審査基準に基づき、提出された企画提案書等の内容について書面審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

### 審査基準

項目	基準	配点
実施体制	事業を実施するための適切な体制・人員が確保されているか。また、相談員・職員は対象者（石川県内在住、在勤、在学の女性）への支援に関して、専門的知識、技術、経験を有しているか。	20
提案内容	相談の対応方法に具体性があるか（受付時間外の対応、対象者以外からの相談への対応、関係機関との連携が必要な場合の対応を含む）。	10
	相談者が相談しやすいシステム環境となっているか。	10
	相談員の専門性を向上させるための取組（研修等）は適切か。	10
	相談窓口の周知・広報について、具体的かつ効果的な方法が提案されているか。	20
	本事業の目的を達成するための工夫が見られ、特に優れた提案があるか。	10
過去の実績等	行政機関から同種・類似事業の受託を受けた実績があるか。	10
経費積算	見積書の内容や算定根拠が明確に示され、提案内容に見合った適切な経費となっているか。	10
合計		100

- (2) 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

- (3) 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に電子メールにより通知する。
- (4) 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
  - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
  - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 9 契約方法

- (1) 石川県は、選定した受託候補者と協議し、提案のあった内容を基に委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (2) 契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。
- (3) 受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

## 10 担当窓口

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課男女共同参画グループ

困難な問題を抱える女性のためのSNS相談業務担当

TEL：076-225-1376 FAX：076-225-1374

メール：danjo@pref.ishikawa.lg.jp

(電話の受付時間：平日9時～12時、13時～17時)

## 11 留意事項

本業務委託公募型プロポーザルの参加により知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。